明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

		日	号外	ページ
一一三一—	都市計画に関する件	九		六
一四	淀川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件	九		六
一一六五	道路に関する件	一五		八
一七	都市計画に関する件	一六		七
一一九八	道路に関する件	一七		六
二〇	都市計画に関する件	二一		八
二一	〃	二二		六
二二	道路に関する件	二四	38	二三
二三	〃	二七		七
	○中国地方整備局			
一〇	都市計画に関する件	七		七
一一	〃	二一		八
一二	道路に関する件	二四	38	二三
一三	都市計画に関する件	二八	40	七九
一四	道路に関する件	二八	40	七九
	○四国地方整備局			
八七	道路に関する件	三		七
一〇九	〃	七		七
一一	〃	一四		八
一一五二—	〃	一五		八
一一七六	〃	一七		六
	○九州地方整備局			
一六九—	道路に関する件	三		七
一七	〃	一〇		九
一一九八	〃	一三		一〇
二二四〇—	〃	一七		七
二二八五—	〃	二一		八
二九	都市計画に関する件	二三		七
三〇	道路に関する件	二七		七
三三二一	〃	二八	40	八〇
	○北海道開発局			
一一一〇	道路に関する件	一〇		九
一一三二	〃	二四	38	二三
一一五四	〃	二八	40	八〇
	○沖縄総合事務局			
一	道路に関する件	二八	40	八〇
	○最高裁判所			
一	民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則の一部を改正する細則を告示する件	三		八
	○広島県公安委員会			
一〇	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件	二四		五
	○福岡県公安委員会			
四三〇九	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件	二四		六